

第3回理事会議決

令和3年度 事業計画書

公益財団法人テクノエイド協会

目 次

I 基本方針	1
II 公益目的事業	
1. 福祉用具情報の収集及び提供に関する事業(公益目的事業1)	3
2. 福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の 養成、資格認定及び研修等に関する事業(公益目的事業2)	4
3. 福祉用具の臨床的評価に関する事業(公益目的事業3)	6
4. 福祉用具等に関する調査研究事業(公益目的事業4)	6
5. 義肢装具士国家試験の実施(公益目的事業5)	8
6. 認定補聴器専門店の認定に関する事業(公益目的事業6)	8
III 収益事業	
福祉用具に関する書籍等の作成・編集及び販売に関する事業(収益事業)	8
IV その他	9

I 基本方針

2020年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」や社会保障審議会介護給付費分科会における「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」等において、団塊の世代の全てが75歳以上になる2025年、さらには生産年齢人口の急速な減少が始まる2040年を見据えて社会保障の構造を見直すことが述べられている。

また、令和3年度厚労省予算（案）における重点事項として「ウィズコロナ時代に対応した保健・医療・介護の構築」が掲げられ、介護・障害福祉分野におけるICT・ロボット等の導入支援が予算化されている。

具体的には介護分野における生産性向上の推進のための「介護ロボット開発等加速化事業」や地域医療介護総合確保基金を活用した「ICT・介護ロボットの導入支援」が予算化され、障害福祉分野においても「障害者自立支援機器の開発の促進」や「障害福祉分野におけるロボット等導入支援」が盛り込まれている。

一方、フレイル予防や認知症対策の観点から難聴対策、とりわけ高齢難聴者の早期診断と補聴器の活用の促進が叫ばれ、その基盤づくりとして認定補聴器技能者や認定補聴器専門店の強化・充実とその活用が各方面から求められている。

さらに、超高齢社会が進展する中で、障害者や増加する高齢者が福祉用具を活用し地域社会で活力を持って生活するための福祉用具関係専門職の養成を推進する必要がある。

このように超高齢社会の社会保障を取り巻く環境や制度が大きく変化、進展する中で、（公財）テクノエイド協会が今後も安全で有用な福祉用具や介護ロボット・補聴器等の開発と普及、適切な利活用システムの構築を支援し、社会のニーズに合致した事業を着実に展開するために、令和3年度においても以下の事業について重点的に取り組むこととする。

（1）福祉用具情報の収集及び提供

福祉用具専門相談員は、介護保険制度において、福祉用具利用者に対して機能や価格の異なる複数の製品を提示することや貸与価格の上限額や全国平均額を説明することが求められている。こうしたことから、TAISについて利用者のニーズに即した使い勝手の良い検索システムとなるよう一層の改善を行う。

（2）福祉用具関係専門職の養成

福祉用具プランナーの養成を継続して実施するとともに、現行の養成システム等を活用した新たな福祉用具関連職種の新規養成の可否を模索する。

また、令和3年度には登録者が4,400名を超えると見込まれる認定補聴器技能者について、超高齢化に伴う難聴者の増加等を踏まえた質的、量的拡充を行う。

さらに、これらの福祉用具専門職が地域包括ケアシステムの一翼を担う重要メンバーとして位置づけられ、活躍できるよう関係機関との協議を進める。

(3) 福祉用具等に関する調査研究事業

介護ロボット等については、開発前の着想段階から利用者側と開発側のニーズとシーズのマッチングを行う等、利用者や介護現場のニーズを踏まえた製品が開発されるよう支援する。また、全国の介護現場で介護ロボットが活用されるよう、開発された介護ロボットを展示・活用した体験や相談、シンポジウムを内容とするロボットフォーラムを開催する等その普及啓発をより一層推進する。

(4) ウィズコロナ時代に対応した講習等の体制整備

新型コロナウイルスの感染拡大の対応として、さらには将来的なデジタル化への移行を踏まえ、(公財)テクノエイド協会の業務上の会議や検討会はもちろん、当協会が実施する各種の講習、研修等でのオンライン・ウェブの活用の可否等の検討を行う。

II 公益目的事業

1. 福祉用具情報の収集及び提供に関する事業（公益目的事業1）

（1）福祉用具情報システム（TAIS）事業

福祉用具の効果的な利用を促進するため、全国の福祉用具取扱企業及び福祉用具に関する情報をデータベース化し、協会ホームページを通じて広く情報発信する。これにより市町村の介護保険担当者をはじめ福祉用具相談担当者、介護支援専門員、利用者等に役立つ適切かつ効果的な情報提供を行う。また、情報の量と質の向上を図るため、引き続きTAISがより利用しやすくなるよう改善を行う。

（参 考）TAIS登録数（令和3年1月現在）

登録企業 834社（814社）

登録製品 14,577件（13,696件）

※括弧内は令和元年度実績（以下、同様）

（2）福祉用具ニーズ情報収集・提供システム事業

障害者やその介護者等から協会ホームページに福祉用具に対するご意見等を収集し、これをメーカー等に提供する本システムは令和元年度に大きな改修を行ったところであり、これを着実に運用する。

（参 考）意見等の掲載件数（令和3年1月現在）

879件（842件）

（3）補装具製作者情報システム事業

障害者総合支援法の補装具費の支給を円滑に行うため、義肢装具製作所の所在地、取扱い種目等の情報を協会ホームページに掲載することにより、障害者の適切な義肢装具の購入等に資する。

（参 考）義肢製作所登録件数（令和3年1月現在）

250社（250社）

（4）義肢装具等完成用部品情報システム事業

義肢装具等の完成用部品について、利用者の身体状況や使用環境に適合した適切な完成用部品が選定されるよう、当該部品の対象者とその効果及び適応範囲や調整方法等についての

詳細な情報を協会ホームページから情報発信する。

(参 考) データ登録数 (令和 3 年 1 月現在)

企業情報 71 社 (67 社)

部品総数 3,234 点 (3,196 点)

(5) 自助具の製作支援等情報提供事業

全国の自助具工房等が創意工夫しながら製作している自助具に関して、自助具製作に有用な材料やその工作法等の良質な情報を収集し、全国のリハビリテーションセンターをはじめ自助具工房等へ定期的に情報提供する。

(参 考) 登録数 (令和 3 年 1 月現在)

既 製 品 103 件 (35 件)

製作事例 112 件 (16 件)

2. 福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の養成、 資格認定及び研修等に関する事業 (公益目的事業 2)

(1) 福祉用具プランナー養成事業

多種多様な福祉用具の中から利用者の身体状況、住環境に適した用具を選定することが重要である。したがって、福祉用具の選定、使用方法等に関する専門職として、また、介護保険における福祉用具の選定やその福祉用具サービス計画を策定し介護支援専門員の支援を行う福祉用具専門相談員と共に、福祉機器、福祉用具が適切に利活用できるように支援する役割を担う福祉用具プランナーの養成研修を行う。

一方、福祉用具プランナーの上級の位置付けとなる「福祉用具プランナー管理指導者」については、福祉用具プランナーのさらなる質の向上、及び福祉用具貸与事業者等の管理者として、また、プランナー養成研修における講師として育成することを目的に、引き続き養成研修を実施すると同時に、養成した福祉用具プランナーの活躍の場として、地域包括支援センター等に位置づけられるよう引き続き関係者とともに関係機関に働きかけていく。

(参考 1) 平成 30 年度修了者 330 名

令和 元年度修了者 404 名

令和 2 年度修了者 49 名 (令和 3 年 1 月現在)

(参考 2) 修了者累計

・福祉用具プランナー 15,106 名 (令和 3 年 1 月現在)

・福祉用具プランナー管理指導者 129 名 (令和 3 年 1 月現在)

(参考3) 令和3年度養成人員(予定)

- ・福祉用具プランナー 200名
- ・福祉用具プランナー管理指導者 20名

(2) 可搬型階段昇降機安全指導員の認定と講習会の実施

介護保険制度において、福祉用具専門相談員は可搬型階段昇降機に関する講習を受講した上で、利用者等に使用方法や留意事項を説明し、実際に機器を使用させながら指導を行うことが求められている。このため、(一社)全国福祉用具人材育成協会(R3.4設立予定)(メーカー等の組織)と連携し、講習会を実施し、可搬型階段昇降機安全指導員資格証を付与する。

(参考1) 令和元年度基礎講習修了者 256名 資格証交付 141名

(参考2) 令和2年度基礎講習修了者 99名 資格証交付 90名

(令和3年1月現在)

(参考3) 資格証交付者累計 2,659名(令和3年1月末現在)

(参考4) 令和3年度開催予定 東京(25名×3回)

(3) リフトリーダー養成研修

介護施設がリフト等の導入による利用者の安心・安全な移乗や介護者の腰痛予防対策を推進するため、介護リフト普及協会及び全国福祉用具専門相談員協会等と連携し、施設内でリフトの導入計画、職員研修、指導助言等の中核となる人材としてリフトリーダーの養成研修を実施する。

(資料1) 令和元年度修了者 750名

令和2年度修了者 160名(令和3年1月末現在)

(参考2) 修了者累計 5,470名(令和3年1月末現在)

(参考3) 令和3年度養成人員(予定) 300名

(4) 車椅子姿勢保持基礎講習

車椅子姿勢保持適合技術連絡会と連携し、福祉用具専門相談員や病院・施設の介護従事者等を対象として、車椅子姿勢保持の適合について基礎的な技術を習得させるための講習会を実施する。

(参考1) 令和元年度修了者 72名

(高齢者のための車椅子フィッティングセミナーとして開催)

令和2年度修了者 0名

(参考2) 修了者累計 442名(令和2年12月末現在)

(参考3) 令和3年度開催予定 東京 (25名×2回)

(5) 認定補聴器技能者の養成

超高齢社会において、5人に1人が認知症になると予測されている状況の中で、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)で高齢者の難聴が認知症発症の危険因子として取り上げられた。国民の「聞こえ」を保障し生活の質(QOL)を高めるために、認定補聴器技能者の養成・レベルの確保等について関係団体、行政と協働して取り組む。

(参考1) 認定補聴器技能者登録数 4,185名(令和3年1月現在)

(参考2) 令和2年度認定補聴器技能者資格取得者数 246名

令和3年度に行う養成事業

① 講習会

区 分	実施時期(予定)	開催地
第I期養成課程 ① eラーニング ② スクーリング	R3.7~10月 R4.1~2月	東京都
第II期養成課程 集合講習	R3.10~11月	東京都
第III期養成課程 実技実習	R3.9月	東京都
第IV期養成課程 集合講習	R3.5~6月	東京都他
認定補聴器技能者に対する講習	数回	ブロック単位

② 試験

区 分	実施時期(予定)	開催地
第29回 認定補聴器技能者試験	R3.11月	東京都

3. 福祉用具の臨床的評価に関する事業(公益目的事業3)

JIS等の工学的な安全評価だけでなく、臨床経験のある専門職が、安全性・操作機能性(使い勝手)・表示・保守性等の基準項目を実際に操作して、福祉用具専門家及び障害当事者の合議制で評価し、基準を満たした製品を認証(QAPマーク付与)し公表する。

4. 福祉用具等に関する調査研究事業(公益目的事業4)

(1) 介護ロボット開発等加速化事業

介護ロボット等の開発・普及について、開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボット

の開発が促進されるよう、開発中の試作機器について全国の介護施設等の協力を得て介護現場でのモニター調査の実施、さらに開発成果の普及啓発等を行うなど、開発の各段階で必要な支援を行うことにより、介護ロボットの開発等の加速化を図る。

また、介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットの全国フォーラムや地域フォーラムの開催等を行う。

(2) 障害者自立支援機器等開発促進事業

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の開発（実用的製品化）等を推進させることが重要であるが、開発や改良を行った機器を一般公開するとともに、障害当事者と企業・研究者等が一堂に会し、あるいはWebを活用した体験や交流を図ることや、機器の開発等のアドバイスや意見交換会を実施する等一層良質な支援機器の開発を推進する。

(3) 福祉機器開発普及等事業

福祉機器ニーズの増大・多様化、科学技術の進歩による高度化に適切に対応し、真に障害者等の役に立つ福祉機器の開発普及等を推進するため、福祉機器に関する調査研究及び福祉機器のニーズとシーズの適切な情報連携の促進を行うことにより、障害者等の福祉の向上に資する。

(4) 福祉用具貸与価格適正化推進事業

介護保険における福祉用具貸与の適正化を推進するため、全国平均貸与価格や上限額の公表、相談窓口の設置や関係機関との連携を図りながら、制度の円滑な運用に資する。

(5) 消費生活協同組合助成金事業

腰痛予防に役立つ福祉用具の取り扱い方法を関係者にわかりやすく伝えるため、施設等での感染予防にも配慮したスライディングシート・ボード等の取り扱い方法について取りまとめ、施設職員や福祉用具貸与事業者等に対する福祉用具講習時に活用する冊子を作成する。

5. 義肢装具士国家試験の実施（公益目的事業5）

義肢装具士法第17条に基づき、(公財)テクノエイド協会が義肢装具士国家試験の指定試験機関として指定され、試験実務を担っている。

令和3年度（第35回）は次のとおり実施する。

- ・実施時期 令和4年2月
- ・開催地 東京都

（参考）義肢装具士累計合格者 5,722名（令和3年1月現在）

6. 認定補聴器専門店の認定に関する事業（公益目的事業6）

補聴器の適正な販売を行うために必要な、人的要件（認定補聴器技能者の常勤）及び物的要件（補聴器の調整に必要な設備及び機器の整備）並びに業務運営の実態が認定補聴器専門店の遵守すべき基準（補聴器相談医との連携など）に適合していると認められる補聴器販売店を補聴器協議会の審議を経て認定補聴器専門店として認定する。

また、認定補聴器専門店に関する情報をホームページから情報提供する。

（参考1）認定補聴器専門店数（令和3年1月現在）

875店舗（879店舗）

Ⅲ 収益事業

○ 福祉用具に関する書籍等の作成・編集及び販売に関する事業（収益事業）

福祉用具について学習する者のために、「福祉用具支援論」、「自助具ハンドブック」、「ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具」の販売を行う。

IV その他

1. 福祉用具関係団体等のプラットフォーム機能の強化

福祉用具の一層の普及や活用、相談体制の確立に向けて、「全国福祉用具相談・研修機関協議会」等の活動支援を行うことや、福祉用具関係の行政、関係団体、企業等がその活動報告を行うとともに交流を深めるための「福祉用具関係者新年交流会」の開催等、福祉用具関係者のプラットフォーム機能の強化を図る。

2. 広報事業の実施

福祉用具に関連する幅広い情報を収集した情報誌「アシスティブ・プロダクツ」の作成・配布及び国際福祉機器展などでの福祉用具の普及促進のためのパネル展示や関連書籍の配布を行う。

3. 福祉用具の規格化

ISO（国際標準化機構）に関する国内審議団体としての業務および JIS（日本産業規格）の原案作成団体としての業務を行う。

4. 海外調査の企画支援

我が国の福祉用具関連企業や研究者等が、ドイツをはじめとした先進各国の福祉機器の開発状況や活用実態を把握するための視察ツアーの企画の支援を行う。